

大館市川口地区ほか公共下水道整備事業

実 施 方 針

平成 29 年 4 月

秋田県大館市

目次

第1章	事業の概要	1
1.1	事業の目的	1
1.2	事業名称	1
1.3	事業場所	1
1.4	管理者の名称	1
1.5	対象施設	1
1.6	業務範囲	2
1.7	選定方式及び事業方式	3
1)	選定方式	3
2)	事業方式	3
1.9	事業スケジュール	3
1.10	遵守すべき法制度	4
1)	関係法令	4
2)	基準、仕様等	5
第2章	事業者の募集及び選定に関する事項	7
2.1	事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	7
1)	実施方針に関する質問の受付・回答	7
2)	募集要項の公表	7
3)	募集要項に関する質問の受付・公表	7
4)	参加表明書、資格審査申請書類、技術提案書の受付	8
5)	審査結果通知、結果の公表、落札者の決定及び公表	8
6)	基本協定の締結	8
7)	委託契約の締結	8
8)	工事請負契約の締結	8
2.2	スケジュール上の留意点	8
第3章	応募に関する条件	9
3.1	応募者の構成	9
3.2	工事請負契約	9
3.3	プロポーザル応募者に必要な資格	9
1)	設計企業	10
2)	建設企業	10
3.4	応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	10
3.5	応募者の制限	11
第4章	審査及び事業選定に関する事項	12

4.1	事業者選定方法	12
1)	応募者資格確認	12
2)	提案内容の審査	12
4.2	プロポーザル審査委員会の設置	12
4.3	審査結果の公表	13
4.4	著作権	13
4.5	提出書類の取扱い	13
4.6	特許権等	13
第5章	本業務で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	14
第6章	市による事業実施状況のモニタリング	17
6.1	モニタリングの目的	17
6.2	モニタリングの時期	17
6.3	モニタリングの方法	17
6.4	モニタリングの結果	17
第7章	実施方針に関する質問書の提出	18
7.1	提出期間	18
7.2	提出方法	18
7.3	回答方法	18
7.4	回答予定日	18
7.5	注意事項	18

第1章 事業の概要

1.1 事業の目的

大館市（以下、「本市」という。）の下水道普及率は全国、秋田県と比較すると低い水準となっている。大館市生活排水処理整備構想の中期計画である10年概成アクションプランを実現させるために、民間事業者の優れた企画力・技術力を活用し、効果的に公共事業を実施する手法であるPPP手法を導入し、従来では成し得なかった事業量を早期に達成できるものと考えている。

また、地元企業の参画により、地域経済の活性化に資することを期待するものである。

1.2 事業名称

大館市川口地区ほか公共下水道整備事業（以下、「本事業」という。）

1.3 事業場所

大館市川口地区ほか（対象詳細地区は別紙1参照）

1.4 管理者の名称

大館市長 福原 淳嗣（以下、「管理者」という。）

1.5 対象施設

本事業の対象施設概要を表1-1に示す。また、対象施設の設計条件を表1-2に示す。

表1-1 施設概要

工種	工種	数量	備考
土木	開削工	約 14,500 m	
	推進工	約 1,500 m	
	立坑工	31 基	

工種	工種	数量	備考
機械・電気	マンホール形式ポンプ場	4 基	

対象世帯数	721 世帯
-------	--------

表 1-2 対象施設の設計条件

項 目	設 計 条 件
管 径 工法及び延長	開削工法 φ150～φ200mm………… 約14,500m
	推進工法 φ 250mm………… 約1,500m
特 殊 構 造 物	特殊構造物 (有 ・ 無) : 耐震設計 (有 ・ 無) マンホール形式ポンプ場 (2次製品) (4 基),
報 告 書 作 成	有 ・ 無
設 計 協 議	中間打合せ 3 回
施 工 法 等 の 比 較 検 討	(有 ・ 無)
	a) 管路の掘削工法 b) ①急曲線 ②土被り1.5D以下 ③近接構造物(箇所) ④軌道横断(箇所) ⑤河川横断(箇所) ⑥高架道横断(箇所) c) 布設替え工法の施工検討 ①仮排水 ②既設管撤去
耐震計算(応答 変位法)	有(応答変位法), 無
耐 震 設 計	レベル1地震動 , レベル1及び2地震動, 無
設計条件補正	有() , 無
地盤条件補正	有() , 無
工 区 数 補 正	1 工区

1.6 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計・施工監理及び工事であり、その概要は表1-3のとおりである。

また対象範囲を別紙1に示す。

表 1-3 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
調査	測量調査	実施済みであるが、その他設計施工に必要な部分の測量・地質調査
	地質調査	
	埋設物調査	設計施工に必要な部分の埋設物調査
設計 ・施工 監理	詳細設計	対象施設の設計を行う。
	設計に伴う各種申請書類の作成補助	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、市と協議の上、互いに協力し作成する。
	施工監理	対象施設の施工監理を行う。
工事	土木工事	表 1-1 に示す対象施設の土木工事を行う。
	機械設備工事	表 1-1 に示す対象施設の機械設備工事を行う。
	電気設備工事	表 1-1 に示す対象施設の電気設備工事を行う。
	建設に伴う各種許認可の申請	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、市と協議の上、互いに協力し作成する。
	周辺環境調査対策	建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境調査対策に関する事前及び事後調査

1.7 選定方式及び事業方式

1) 選定方式

本事業は、本対象区域に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、民間事業者の新技術などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2) 事業方式

本事業は、技術提案に基づいた設計・施工を一括して発注するDB方式で実施する。

1.8 事業スケジュール

事業スケジュールは表 1-4 のとおり予定している

表 1-4 事業スケジュール（予定）

日程	実施事項
H29年4月24日	実施方針の公表
H29年6月9日	募集要項の公表
H29年11月上旬	技術提案書の受付
H29年11月下旬	事業者の選定と基本協定の締結
H29年12月～H30年（提案時期）	詳細設計期間
H30年（提案時期）～H33年11月	工事及び工事監理期間

1.9 遵守すべき法制度

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

1) 関係法令

- ・ 下水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建設業法
- ・ 製造物責任法

- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質等障害予防規則
- ・ 秋田県流域下水道接続要綱
- ・ 大館市下水道条例
- ・ 大館市環境保全条例
- ・ 大館市公害防止条例
- ・ 大館市災害予防条例
- ・ 大館市情報公開条例
- ・ 大館市個人情報保護条例
- ・ その他関係する法令、条例、規則等

2) 基準、仕様等

① 共通（全て最新版とする）

- ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- ・ 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- ・ 水理公式集（土木学会）
- ・ コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・ 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- ・ 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（日本下水道事業団）
- ・ 秋田県土木工事共通仕様書
- ・ 秋田県施工管理基準
- ・ 日本工業規格(JIS)
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- ・ 土木製図基準（土木学会）
- ・ 秋田県 電気設備工事特記仕様書
- ・ 秋田県 機械設備工事特記仕様書
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）

② 管路施設工事（全て最新版とする）

- ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- ・ 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
- ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・ 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- ・ 共同溝設計指針（日本道路協会）
- ・ 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- ・ 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- ・ 都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（(財) 鉄道総合技術研究所）
- ・ 大館市路面復旧指針
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定のスケジュールは表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

時期	内容
平成 29 年 4 月 24 日	実施方針の公表
平成 29 年 4 月 24 日～5 月 1 日	実施方針に関する質問の受付
平成 29 年 5 月 22 日	実施方針に関する質問に対する回答公表
平成 29 年 6 月 9 日	募集要項（契約書(案)、要求水準書、様式集、事業者選定基準等）の公表
平成 29 年 6 月 12 日～6 月 16 日	資料閲覧期間
平成 29 年 6 月 12 日～6 月 16 日	募集要項に関する質問の受付
平成 29 年 6 月下旬	募集要項に関する質問に対する回答公表
平成 29 年 7 月中旬	参加表明書及び資格審査申請書の受付
平成 29 年 7 月下旬	応募資格審査結果の通知
平成 29 年 11 月上旬	技術提案書の受付
平成 29 年 11 月中旬	プレゼンテーションの実施
平成 29 年 11 月下旬	事業者の決定及び基本協定締結
平成 29 年 12 月上旬	委託契約締結
平成 30 年度中	工事請負契約締結（提案内容に基づく）

1) 実施方針に関する質問の受付・回答

実施方針に関する質問については、後述の第7章に示すとおり実施する。

- ① 受付期間：平成 29 年 4 月 24 日～5 月 1 日

2) 募集要項の公表

平成 29 年 6 月 9 日に公告し、本市ホームページ上で公表する。

3) 募集要項に関する質問の受付・公表

募集要項に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：平成 29 年 6 月 12 日～6 月 16 日
- ② 受付方法については、募集要項において示す。
電子メールでの提出とし電話等による問い合わせには応じない。
- ③ 質問の回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。回答の公表方法については、募集要項で示す。

④ 受付は以下のとおりとする。

【担当】

大館市建設部下水道課計画整備係

jo.seibi@city.odate.lg.jp

4) 参加表明書、資格審査申請書類、技術提案書の受付

技術提案書を提出するプロポーザル応募者は、参加表明書、資格審査申請書類、技術提案書及び関係する書類を提出する。詳細については募集要項で示す。

5) 審査結果通知、結果の公表、事業者の決定及び公表

① 審査結果の公表

事業者の決定を行った場合には、その結果を速やかに公表する。

② 事業者を決定しない場合

事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、応募参加者が無い、あるいは、いずれの応募参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には事業者を決定せず、この旨を速やかに公表する。

6) 基本協定の締結

本市は、決定事業者と事業契約の締結に向けて基本的な事項に係る基本協定を締結する。

7) 委託契約の締結

決定事業者のうちの公共下水道施設の設計及び工事監理を行う企業（以下、「設計企業」という。）は、本事業を遂行するために設計及び工事監理における複数年業務を一括契約として本市と締結する。

8) 工事請負契約の締結

詳細設計の完成後、技術提案書に示す工事額と予定工事額との率を踏まえた実施設計工事額に対し、公共下水道施設の工事を行う企業（以下「建設企業」と）の複数年工事を一括契約として本市と締結する。

2.2 スケジュール上の留意点

- 1) 管理者は募集要項の公表後、技術提案書の受付までの期間に、募集要項の記載内容を明確化するため、提案者から文書による質問を受け付け回答する機会を設ける予定である。
- 2) 管理者は、技術提案書の受付後、提案内容について応募者によるプレゼンテーションの機会を設ける予定である。
- 3) 表 2-1 に示した事業者決定までのスケジュールは、後日行う予定の募集要項により確定するため、今後変更になる場合がある。

第3章 応募に関する条件

3.1 応募者の構成

応募者には、建設企業及び設計企業を含むものとする。

建設企業、設計企業はそれぞれ一企業とすることも、複数の企業の共同とすることも可能とするが、同一企業が建設企業、設計企業を兼ねることはできない。また、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。

想定する実施体制を以下に示す。

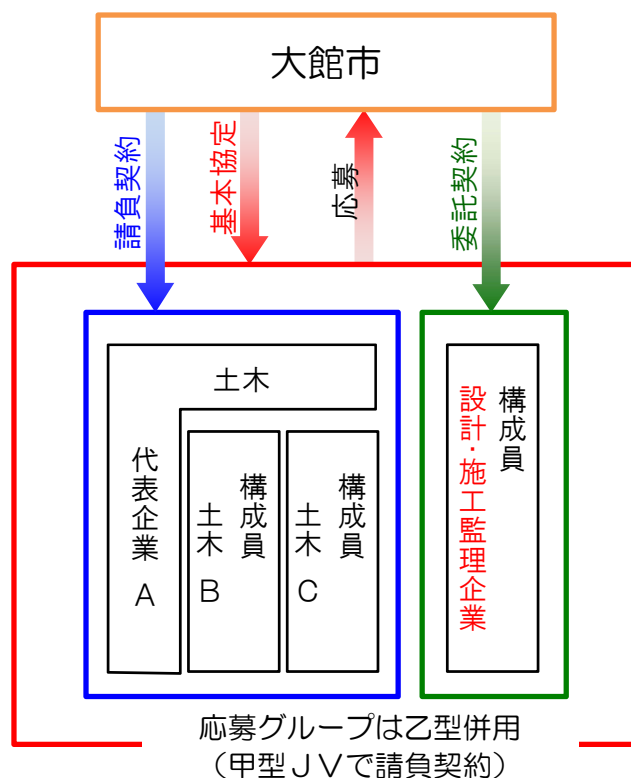


図 3-1 想定事業スキーム

3.2 工事請負契約

本事業で工事請負契約を実施する者については、大館市特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づく本事業に特化した共同企業体取扱要綱を定めるので、それに基づくJVを組成して実施すること。具体については募集要項の別紙として提示するが、大館市特定建設工事共同企業体取扱要綱との大きな違いについては下記のとおりである。

- 1) 共同施工方式である。
- 2) 構成員数は自由である。
- 3) 出資比率は各提案に基づく。

3.3 プロポーザル応募者に必要な資格

応募者の構成員の資格要件は次のとおりとし、資格審査申請書提出日から基本協定書締

結日までの間において「大館市指名停止要綱」に基づく指名停止措置を受けていない者。
最近一年間に事業税、法人税、消費税及び地方税を滞納していない者であること。

1) 設計企業

- ① 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- ② 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならび現地調査に出席しなければならない。
- ③ 平成 29・30 年度大館市有資格者登録名簿（土木関係建設コンサルタント業務（下水道部門））において秋田県内に本社・本店等（営業所含む）を有し、秋田県内の地方公共団体から平成 24 年 4 月 1 日から資格審査申請書の提出期限の最終日までの間において発注した下水道管きょ実施設計業務を元請として完了し、成果品を引渡し済みの実績を有する者とする。
- ④ 工事監理技術者は、RCCM 資格者（下水道部門）、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）15 条に該当するもの、技術士（上下水道部門/下水道）とする。
- ⑤ 工事監理実施時に工事などにおいて問題が発生した場合、概ね 3 時間程度に現地対応が可能であること。

2) 建設企業

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく土木一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ② 平成 24 年 4 月 1 日から資格審査申請書の提出期限の最終日までの間に、下水道管路の建設実績（元請としての施工実績を有すること。）があること。また、参加する建設企業は、平成 29・30 年度大館市有資格者登録名簿（建設工事）において土木一式 A 級に格付けされていること。
- ③ 大館市内に法第 3 条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店等）を有し、当該営業所が有資格者名簿に登録されていること。

3. 4 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、資格審査申請書の提出期限の最終日の翌日から事業者決定日（落札者決定日）までの間、3. 3 に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

- ① 代表企業が資格要件を喪失した場合
代表企業が資格要件を喪失した場合、当該グループを失格とする。
- ② 構成員が資格要件を喪失した場合
代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成員を除外し、当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに管理

者から応募参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更、又は構成員の追加を認める。

3.5 応募者の制限

本事業に係るアドバイザー業務に関与している者又は事業者選定審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業になることはできない。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザー業務に係わっている者は以下のとおりである。

- ・株式会社 日水コン秋田事務所 秋田県秋田市保戸野千代田町9番43号

第4章 審査及び事業選定に関する事項

4.1 事業者選定方法

本事業における事業者の選定については、技術提案に基づいた公募型プロポーザル方式により行うこととする。また、手続きは、以下のとおり実施することを予定している。詳細は募集要項等において公表する。

1) 応募者資格確認

3. 3プロポーザル応募者に必要な資格、1) 設計企業及び2) 建設企業に該当する者とする。

応募資格の確認は、資格審査申請書の提出期限の最終日とする。

2) 提案内容の審査

審査は、提案価格のほか、設計・建設等の提案内容及び要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の各方面から総合的に評価する。具体としては以下の内容を想定している。

① 事業計画に関する審査

設計業務、建設業務、工事監理業務を遂行するための事業計画及び事業収支計画の現実性、安定性について審査する。

② 設計業務提案に関する審査

詳細設計計画図（概要書・配置平面図・部分詳細図・縦断図・横断面図・その他必要図面）に関する提案、また要求水準書において示す設計業務の項目と達成水準に対する提案、さらに設計業務の実施体制等に関する応募者の提案を審査する。

③ 建設業務・工事監理業務提案に関する審査

建設業務の遂行に関する提案、さらに建設業務の実施体制等に関する応募者の提案を審査する。併せて、建設工事に係わる品質の確保を確実に実施するための工事監理業務遂行に関する手法等の提案、実施体制等に関する応募者の提案を審査する。

④ プロポーザル参加者独自の提案に関する審査

目的の合致、事業の妥当性、地域社会・経済への貢献に関する応募者の提案を審査する。

⑤ 提案価格に関する審査

上記において提案した事項と応募者の事業費を審査する。

4.2 プロポーザル審査委員会の設置

管理者は、事業者の選定に当たり、大館市プロポーザル審査委員会に関する条例に基づいて、学識経験者等より構成される「大館市川口地区ほか公共下水道整備事業プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

委員会は、応募者の提案内容についての審査を行う。管理者は、委員会の審査結果の報告をもとに事業者を決定する。

4.3 審査結果の公表

管理者は、委員会における審査結果をまとめ、速やかに公表する。

4.4 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、管理者が本事業の公表及び管理者が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、本市に提出された資料は、大館市情報公開条例に基づき、公開することができる。

4.5 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

また応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

4.6 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

第5章 本業務で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

本業務におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。設計・施工監理及び工事におけるリスクは、原則として事業者が負担すること。

ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、本市がリスクを負う。

本業務で予想されるリスクについて、管理者と事業者の分担概略を表 5-1 に示す。

表 5-1 リスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				大館市	事業者
共通	構想・計画リスク	1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止など	●	
	募集要項リスク	2	募集要項の誤りに関するもの	●	
	許認可リスク	3	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●	
		4	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
	法制度リスク	5	法制度・許認可の新設・変更によるもの（本事業に影響を及ぼすもの）	●	
		6	法制度・許認可の新設・変更によるもの（上記以外のもの）		●
	消費税変更リスク	7	消費税の変更に関わるもの	●	
	税制変更リスク	8	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの（法人税率等）		●
		9	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	●	
	住民対応リスク	10	本施設の設置に関する住民反対運動等	●	
		11	事業者が行う業務（調査、工事等）に関する住民反対運動等		●
	環境問題リスク	12	市が行う業務に起因する環境の悪化	●	
		13	事業者が行う業務（調査、工事等）に起因する環境の悪化		●
	第三者賠償リスク	14	市の責に帰すべき事業期間中の事故	●	
		15	事業者の責に帰すべき事業期間中の事故（事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化及び維持管理の不備による事故など）		●
	安全確保リスク	16	調査、工事等における安全性の確保		●
	保険リスク	17	設計・工事段階のリスクをカバーする保険		●

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
					大館市	事業者
共通	金利リスク		18	基準金利確定前の金利変動によるもの	●	
			19	基準金利確定後の金利変動によるもの		●
	物価リスク		20	物価変動	●	●
	資金調達リスク		21	事業者の資金調達に関するもの		●
	国庫補助金未確定リスク		22	国庫補助金の交付に関するもの	●	
	債務不履行リスク		23	市の責に帰すべき事由による事業の中止・延期 (市の債務不履行、土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見など)	●	
			24	事業者の事由による事業の中止・延期(事業破綻、事業放棄など)		●
	不可抗力リスク		25	戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	
			26	予測可能な範囲における台風・風水害による事業計画・工事の変更、事業の延期・中止に関するもの		●
			27	想定し難い地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	△
	契約リスク		28	市の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク	●	
			29	事業者の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク		●
計画設計段階	計画・設計 リスク	設計委託契約 リスク	30	設計委託契約の締結に関するもの		●
			31	設計委託契約の内容に関するもの		●
			32	設計委託契約の内容変更に関するもの		●
	測量・調査 リスク	33	市が実施した測量・調査に関するもの	●		
		34	事業者が実施した測量・調査に関するもの		●	

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
					大館市	事業者
工事段階	用地リスク	用地取得リスク	35	建設予定地の確保に関するもの	●	
			36	建設に要する資材置き場の確保に関するもの		●
		土壌汚染リスク	37	土壌汚染に関わるもの	●	
		地中埋設物リスク	38	上下水道管路、電気ケーブル、ハンドホール等の予測可能な地中埋設物に関するもの	●	●
			39	上記以外に関するもの	●	
	工事リスク	詳細設計リスク	40	市の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大（市の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など）	●	
			41	事業者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大（提案した設計内容の不備、実施設計の不備、事業者の事由による履行遅れなど）		●
		工事請負契約リスク	42	工事請負契約の締結に関するもの		●
			43	工事請負契約の内容に関するもの		●
			44	工事請負契約の内容変更に関するもの		●
		工事監理リスク	45	工事監理に関するもの		●
		工事遅延・未完成リスク	46	市の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大（市の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など）	●	
			47	事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		●
		施設性能リスク	48	要求性能不適合（施工不良を含む。）		●
引渡前損害リスク	49	工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		●		

第6章 市による事業実施状況のモニタリング

6.1 モニタリングの目的

本市は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び技術提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本業務のモニタリングを行う。

6.2 モニタリングの時期

本事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。

また、設計・施工の進捗状況について、本市に定期的に報告し、確認を受けなければならない。

なお、本市は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

6.3 モニタリングの方法

モニタリング方法については、本市が提案した方法に従ってモニタリングを行うこととし、本市は事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

6.4 モニタリングの結果

本業務のモニタリングにより、設計・施工の実施状況が工事請負契約書や要求水準等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

第7章 実施方針に関する質問書の提出

7.1 提出期間

平成29年4月24日（月）から平成29年5月1日（月）17:00まで

7.2 提出方法

実施方針についての質問について、質問内容を簡潔にまとめ、別紙2「実施方針に関する質問書」により受け付ける。質問書は日本語で記述し、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。

7.3 回答方法

質問書に対する回答は、本市のホームページにおいて公表する。

なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、すべての質問について回答するとは限らない。

7.4 回答予定日

平成29年5月22日（月）（予定）

7.5 注意事項

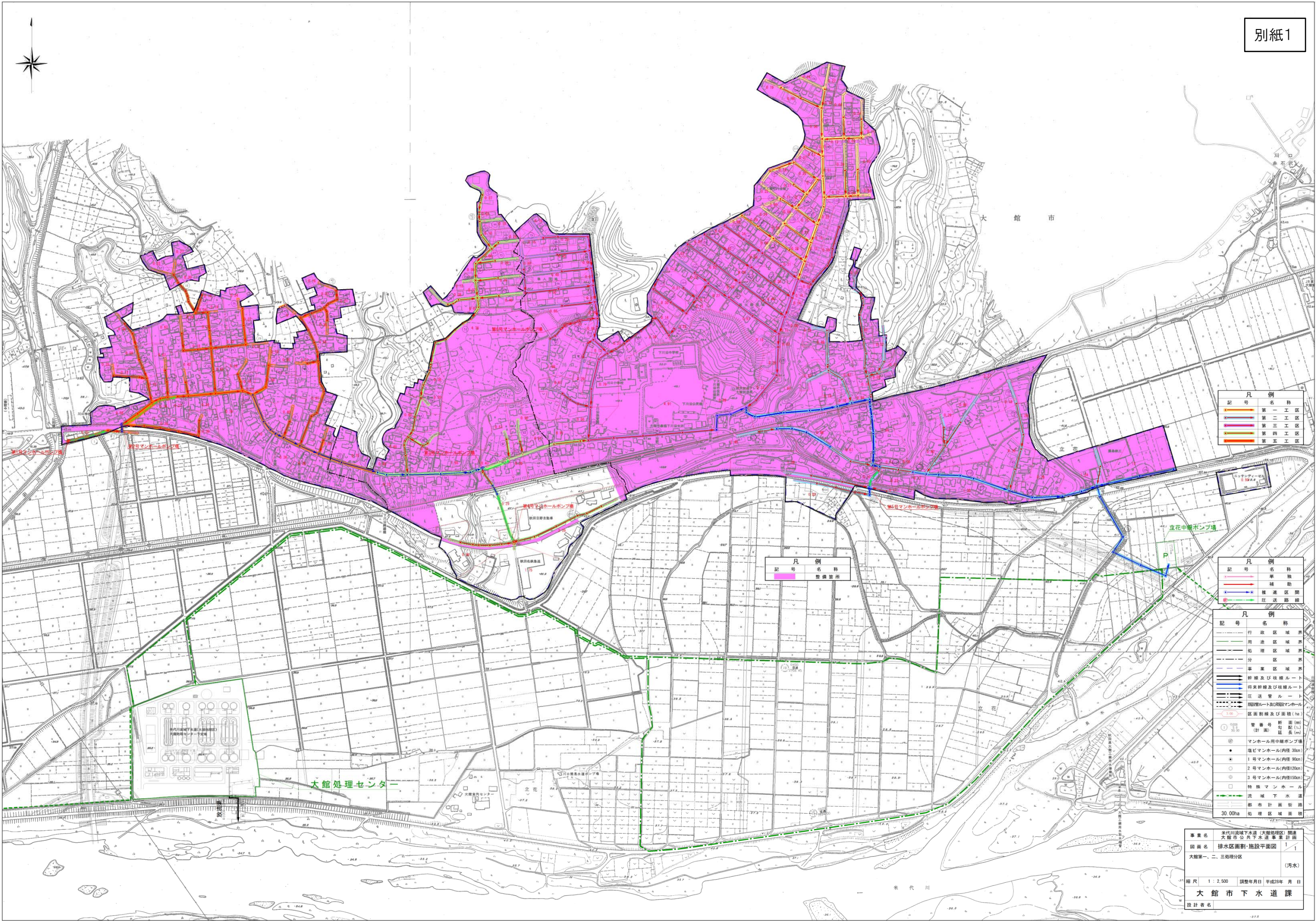
質問内容を正確に把握するため、電話での受付はしない。

【質問の提出先】

担当

大館市建設部下水道課計画整備係

jo.seibi@city.odate.lg.jp



凡例

記号	名称
—	第一工区
—	第二工区
—	第三工区
—	第四工区
—	第五工区

凡例

記号	名称
■	整備箇所

凡例

記号	名称
—	単独
—	補助
—	推進区間
—	庄送路線

凡例

記号	名称
—	行政区域界
—	用途区域界
—	処理区域界
—	分区分界
—	事業区域界
—	幹線及び枝線ルート
—	将来幹線及び枝線ルート
—	庄送管ルート
—	配管ルート及び配管マンホール
—	区画割線及び面積 (ha)
○	管番号 断面 (mm) 勾配 (‰) (計画) 延長 (m)
○	マンホール用中継ポンプ場
●	電圧マンホール (内径 300mm)
●	1号マンホール (内径 900mm)
●	2号マンホール (内径 1200mm)
●	3号マンホール (内径 1500mm)
○	特殊マンホール
—	流域下水道
—	都市計画街路
—	30.00ha 処理区域面積

事業名 米代川流域下水道 (大館処理区) 関連
大館市公営下水道事業計画
図面名 排水区割・施設平面図 1/1
大館第一、二、三処理分区分区 (汚水)
縮尺 1:2,500 調整年月日 平成28年 月 日
大館市下水道課
設計者名

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書

「大館市川口地区ほか公共下水道整備事業」の実施方針について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
例	8	4	1	2)	提案内容の審査	施工計画の妥当性を評価する上で、市が想定する（求める）工種があるのでしょうか。ある場合には開示して頂きたいと考えます。
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						